

お客さま 各位

「手形・小切手の全面的な電子化」に向けた取組みについて

平素は格別のお引き立てを賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当金庫では政府・産業界・金融界が一丸となって取り組んでおります「手形・小切手の全面的な電子化」に向けて下記の取組みを実施いたします。

当金庫は、手形・小切手に代わる決済方法として、「インターネットバンキング(個人・法人)」や「しんきん電子記録債権サービス」(でんさいサービス)への移行をご案内しておりますので、是非ともご検討いただきますようお願い申し上げます。

記

1. 手形・小切手の振出期限

最終振出期限	令和8年9月30日(水)
--------	--------------

・令和8年10月1日以降に振り出された当金庫の手形・小切手は、当座預金からのお支払いができません。

2. 手形・小切手(支払地が他行庫)の預金入金扱いの受付期限

受付期限	令和8年9月30日(水)
------	--------------

3. 今後のスケジュール

(1) 手形・小切手の振出

手形・小切手帳の発行	令和8年6月30日(火)まで
手形・小切手の振出	令和8年9月30日(水)まで

(2) 手形・小切手の入金・代金取立

共通	・受付終了日：令和9年3月30日(火) ・支払期日が令和9年3月31日(水)までの手形・小切手に限ります。
支払地：当金庫	・振出日が令和8年9月30日(水)以前の手形・小切手に限ります。
支払地：他行庫	・他行庫が定めた振出期限を過ぎている場合、また振出日の記載がない場合は、不渡りになる場合があります。 ・令和8年10月1日以降は、小切手も代金取立扱いとなります。

詳しくは、お取引店にお問い合わせください。